

# 旭川モデルによるいじめ事案の相談対応の流れ（案）

子ども・保護者など

直接相談

学校・教育委員会に相談したが解決しない場合等

相談

問題解決に向けた支援

専門職等による調査・支援

相談

問題解決に向けた支援

【小中学校】

学校いじめ対策組織の体制強化  
(いじめの未然防止・早期発見・事案対処)

把握した全ての事案について  
認知の有無にかかわらず報告

指導助言・  
教育的支援等

いじめ対策チーム

【市長部局】

いじめ防止対策推進部 いじめ防止対策推進課

- ◆部長，課長，課長補佐，行政職員（福祉職経験者等）
- ◆専門職の配置
  - 弁護士1人 ○心理士2人
  - いじめ対策支援員4人（スクールソーシャルワーカー）

- いじめ・不登校の相談対応（相談アプリ等）
- 被害児童等への聴取
- 学校の巡回相談支援
- 弁護士による助言
- 被害児童等の支援
- 当事者間の調整
- 問題解決後の確認等

いじめ問題の解決に向けた連携強化

- ・いじめ相談への対応
- ・いじめ事案の情報共有，対応の協議
- ・いじめ事案の解決に向けた調整

一部，教育委員会職員が市長部局を併任

【教育委員会】

学校教育部 いじめ対策担当

- ◆担当次長，指導主事
- ◆いじめ対策コーディネーター2人の配置  
(いじめ対策の知識・経験を有する教員経験者)

- いじめ対応に係る学校への指導助言
- いじめに関する研修会の講師
- いじめ対処支援プランの策定支援
- いじめ防止基本方針等の作成，点検
- いじめに係る附属機関の運営等

◎問題解決が図られない場合，市長が学校等の関係者に対し**是正勧告**（いじめ防止条例（仮称）制定による）